

令和 7 年 6 月 2 5 日
青森県選挙管理委員会事務局

報 道 機 関 各 位

参議院青森県選挙区選出議員選挙の立候補者に交付する各種物品の
確認作業について

このことについて、下記により行いますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 1 時 3 0 分～
- 2 場 所 県庁議会棟 3 階 選挙管理委員会
- 3 内 容 参議院青森県選挙区選出議員選挙の立候補者に対して、公示日当日に交付する物品、証明書類等の確認を行います。
なお、交付する物品等は別紙のとおりです。

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	選挙管理委員会事務局選挙グループ G M 高 橋 昌 広 主幹専門員 川 崎 了
電話番号	直通：0 1 7－7 3 4－9 0 7 6 内線：5 3 6 3、5 3 6 4
事務局長	平 尾 悠 樹 内線：2 1 1 0

参議院青森県選挙区選出議員選挙の立候補者に交付する物品・証明書類一覧

交付物品・証明書の種類	数 量	使 用 の 目 的	摘 要
選挙事務所の標札	1	選挙事務所の入口に掲示する。	
選挙運動用自動車、船舶表示板	1	自動車冷却器又は船舶操舵室の前面に常時掲出する。	自動車、船舶につき、どちらか1を選択し使用できる。
選挙運動用拡声機表示板	1	拡声機送話口の下部に常時掲出する。	
街頭演説用標旗	1	街頭演説の場合に掲出する。	
選挙運動用自動車、船舶乗車船用腕章	4	候補者及び運転手1名又は船員以外の者が乗車(船)中着用する。	
街頭演説用腕章	1 1	街頭演説に従事する者が着用する。	1 標旗の下に、選挙運動用自動車船舶乗車船用腕章を通じて15人以内に限る。
候補者用通常葉書使用証明書	1	無料葉書の交付を受ける又は手持の葉書に選挙用の表示を受ける場合、青森中央郵便局に提示する。	通常葉書40,000枚
選挙運動用通常葉書差出票	8 0	選挙運動用通常葉書を郵便局に差し出すときに添付する。	郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口差し出すこと。 1枚の差出票により、500枚の通常葉書を差し出すことができる。
公職の候補者旅客運賃後払証	1 5	鉄道若しくは軌道の各駅の出札窓口又はバス会社本社に提出し、無料で所定の券の交付を受ける。	
新聞広告掲載証明書	5	希望する新聞社に提出し、無料で広告を掲載できる。	横9.6cm、縦2段組以内 記事下に限る。色刷りは認められない。
新聞広告掲載承諾通知書	5	新聞広告掲載証明書と一緒に新聞社に提出する。	
個人演説会用立札看板表示票	5	個人演説会の会場前に掲示する立札、看板の類に表示する。	演説会場外のいずれの場所においても掲示しておくことができる。
選挙運動用ビラ証紙	1	頒布する選挙運動用ビラに貼る。	ビラ証紙130,000枚